

平成25年11月5日
省エネルギー対策課

エネルギーの使用の合理化に関する基本方針(告示)の改定について(案)

1. 背景

エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)第3条第1項において、経済産業大臣は、工場等、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、公表することとされていた。

また、省エネ法では、エネルギーの使用の合理化を総合的に促進するため、エネルギーを使用する者、荷主、エネルギー消費機器の製造事業者等の各主体に対し、それぞれ基本方針の定めるところに留意してエネルギーの使用の合理化に努力する旨の義務を課すとともに、基本方針において、その努力すべきエネルギーの使用の合理化の内容を示している。

今般の省エネ法の改正により、エネルギーの使用の合理化に加え、電気の需要の平準化の概念が追加され、各主体に対しても、エネルギーの使用の合理化に加え、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努力する旨の義務が課されるとともに、自らはエネルギーを消費しないものの建築物の省エネルギー向上に資する建築材料等がいわゆるトップランナー制度の対象に追加された。

このため、基本方針においても、各主体が努力すべき電気の需要の平準化に資する措置に関する基本的な事項を示す必要がある。

また、建築材料等のトップランナー制度への追加に伴い、基本方針におけるエネルギーの使用の合理化に関する基本的な事項についても、エネルギーを消費しない建築材料等の製造事業者等が努めるべき事項を追加する必要がある。

なお、基本方針の改定に当たっては、省エネ法第3条第3項及び第6項に基づき、閣議の決定を経なければならないこととされている。

2. 基本方針に定める事項

今般の改正により、省エネ法第3条第2項において、基本方針において勘案すべき事項として、「電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境」が追加された。

このため、基本方針の構成は、以下の①～③とするとともに、それぞれについて、以下の内容を定めることとしてはどうか。

- ①エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項
- ②電気の需要の平準化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する

る基本的な事項

③エネルギーの使用の合理化等の促進のための施策に関する基本的な事項

<前段>

現行の基本方針の前段では、国内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境及び基本方針の位置付けについて定めており、以下に掲げる事項について、記述することとしたい。

(1) 電気の需要の平準化の必要性

今般の改正により、電気の需要の平準化の概念が省エネ法の体系に加わったことを踏まえ、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境を勘案し、電気の需要の平準化の必要性について記述することとする。

(2) 我が国のエネルギーの使用量の目標について

現行の基本方針においては、我が国のエネルギーの使用量の目標を、石油代替エネルギーの供給目標及び京都議定書目標達成計画の策定に当たり勘案されているエネルギー需要の長期見通しの水準としている。

現在、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会等でエネルギー基本計画の見直しについて議論されているところであり、今後、この議論の結果を踏まえて必要な修正を行うこととしたい。

<第1 エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項>

エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項として、以下に掲げる事項について、記述することとしたい。

(1) 電気需要平準化評価原単位の追加【第1の1、2、4が該当】

今般の改正を踏まえ、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境を勘案し、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」及び「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」を見直す。

また、現行の基本方針においては、それぞれの事業者に対し、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減することを目標として設けているところ、電気の需給を取り巻く環境を勘案して、電気の需要の平準化に資する措置を評価できるエネルギー消費原単位(以下「電気需要平準化評価原単位」という。)についても併せて記述することとする。

(2) 建築材料等の製造事業者等の追加【第1の9、11～14が該当】

今般の改正により、エネルギーを消費する機械器具に加え、自らはエネルギーを消費しないものの建築物の省エネルギー向上に資する建築材料等がいわゆるトップランナー制度の対象に追加されたことから、建築材料等の製造事業者等がエネルギーの使用の合理化のために講じるべき措置に関する記述を追加することとする。

<第2 電気の需要の平準化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項>

今般の改正により、エネルギーの使用の合理化に加え、電気の需要の平準化の概念が追加されるとともに、電気事業者に係る措置が追加されたことから、以下に掲げる者に対し、電気の需要の平準化を図るために講ずべき措置の記述を追加することとしたい。また、措置の実施に当たっては、電気需要平準化評価原単位を指標とすることとしたい。

((内は努力義務を課している改正後の省エネ法の条文を示している。))

- ・ 工場等において電気を使用して事業を行う者（第4条）
- ・ 電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者（第4条）
- ・ 荷主（第58条）
- ・ 電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者（第4条）
- ・ 一般の事業者（旅客の輸送に関する事項に限る。）（第70条）
- ・ 建築物の建築主等、所有者（第72条）
- ・ 電気を消費する機械器具の製造事業者等（第77条第2項）
- ・ 電気を消費する機械器具の使用者（第4条）
- ・ 電気事業者（第81条の7）
- ・ 事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の平準化に協力することが可能な事業者（第86条第2項）

<第3 エネルギーの使用の合理化等の促進のための施策に関する基本的な事項>

今般の改正により、電気の需要の平準化の概念が省エネ法の体系に加わったことを踏まえ、第3に掲げる事項において、電気需要平準化についても対応した記述とすることとしたい。

(参考) 省エネ法第3条抜粋 (下線部が、改正部分)

(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

- 2 基本方針は、エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、電気の需要の平準化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギーの使用の合理化等の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギーの使用の合理化等に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 3 経済産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならない。
- 4 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、輸送に係る部分、建築物に係る部分（建築材料の品質の向上及び表示に係る部分並びに建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の熱の損失の防止のための性能の向上及び表示に係る部分を除く。）及び自動車の性能に係る部分については国土交通大臣に協議しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。